

# I 「総合教育会議」について

## 1 総合教育会議を開催する根拠

- 総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において次のように記されております。

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 2 総合教育会議を設置する趣旨

- 首長は、現行制度においても、教育予算の編成・執行や条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っていますが、一般的に首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題があることから、首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するため総合教育会議を設置するものであります。

## 3 総合教育会議の位置付け

- 総合教育会議は、首長と教育委員会という執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けです。

会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負いますが、決定機関ではありませんし、首長の諮問に応じて審議を行う諮問機関でもありません。また、総合教育会議については、その性格及び法律でその設置、構成員等を規定していることから、設置等について条例の制定も必要ありませんし、その他会議の運営に必要な事項についても、総合教育会議で決めることとしていることから、特段条例や規則の制定も必要ありません。

## 4 教育長の経過措置期間中における総合教育会議の設置と大綱の策定

- 教育長はじめ教育委員会の組織については経過措置が認められていますが、大綱及び総合教育会議に関する規定については経過措置は設けていませんので、旧教育長が引き続き在職している地方公共団体においても、総合教育会議の設置及び大綱の策定については、対応する必要があります。

## 5 総合教育会議の事務局は、首長部局と教育委員会事務局のどちらが担当するか

- 総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、首長が総合教育会議を設け、招集するとしていることから首長部局で行うことが原則になっています。  
一方、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることも可能です。

## 6 総合教育会議の開催頻度

- 総合教育会議は、首長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは、緊急事態が生じた時に、随時開催されるものであり、開催回数は首長と教育委員会の意思によって決められるものです。また、教育委員会の権限に属する事務のすべての意思決定について、総合教育会議を開催するものでもありません。

例えば、協議する次項として教育予算があることから、予算編成前の方針決定の前に開催することが考えられます。また、大綱の策定は、首長の任期等を踏まえ、おおむね4～5年に1度と想定されますが、大綱を策定する年には開催頻度が上がることが考えられます。

## 7 総合教育会議で、首長と教育委員会の判断が分かれた場合、誰が決定するのか

- 総合教育会議は、首長と教育委員会が重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。したがって、総合教育会議は、どちらかが決定権者というものではなく、あくまで調整を尽くすことを目指して行われるものです。

首長と教育委員会との判断がわかれた場合は、第21条に規定する教育に関する事務の管理・執行については、教育委員会が最終責任者として決定し、教育に関する予算の編成・執行等については、首長が最終責任者として決定することとなります。

### 〈教育委員会と首長の職務分担〉

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校教育に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立学校の設置、管理</li> <li>○教職員の人事・研修</li> <li>○児童生徒の入学、退学</li> <li>○学校の組織編制、教育課程</li> </ul> </li> <li>◆生徒指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書採択</li> <li>○校舎等の施設の整備</li> </ul> </li> <li>◆社会教育に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>○講座、集会の開設等社会教育事業の実施</li> <li>○公民館、図書館、博物館等の設置、管理</li> </ul> </li> <li>◆文化財の保護に関すること</li> <li>◆学校における体育に関すること</li> </ul>
原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化事業の実施</li> <li>○文化施設の設置管理</li> </ul> </li> <li>◆スポーツに関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ事業の実施</li> <li>○スポーツ施設の設置管理</li> </ul> </li> </ul>

町長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼保連携型認定こども園に関する事</li> <li>◆私立学校に関する事</li> <li>◆教育財産の取得・処分</li> <li>◆契約の締結・予算の執行</li> </ul>
----	--

## 8 いじめ対策についての総合教育会議の役割

○ いじめ防止対策推進法では、首長は、いじめによる重大事態が発生した場合、発生した旨の報告を受けるとともに、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認める時は、再調査を行うことができるとされています。

一方、総合教育会議においては、いじめ自殺事案のように緊急の場合にも、首長と教育委員会が協議・調整を行うことができるとされており、例えば、学校や教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針、その他当該学校及び自治体全体としての再発防止策の検討・立案について議論することが考えられます。

また、いじめの未然防止のためにも、総合教育会議において教育委員会が首長部局との連携をより一層強め、迅速かつ適切な対応を行うことが可能になります。

## 9 総合教育会議における協議事項となる具体的内容

### (1) 第1条の4第1項第1号に関わるもの

「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」について、協議・調整することとしています。具体的には、

- ・ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成
- ・ 執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・ 認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会の事務との連携が必要な事項等を想定しています。

### (2) 第1条の4第1項第2号に関わるもの

「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について、協議・調整することとしています。

「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項としては、例えば、

- ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行い必要がある場合等を想定しています。

また、「等の緊急の場合」に該当する事項とは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、

- ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
- ・ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合
- ・ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合

等を想定しています。

## II 「大綱」について

### 1 大綱を首長が定めることの趣旨

- 首長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっています。

首長に大綱の策定を義務付けることは、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを示しています。

教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、大綱は首長が策定するものとし、教育委員会との合意までは必要としていませんが、策定の際は、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすことが重要です。

### 2 大綱の内容

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものですが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられます。

また、法律上、大綱とは「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」を記載するものであると規定されていることから、教育の他、学術、文化、スポーツ

も大綱の対象となりますが、大綱は、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載する必要はありません。

### 3 大綱が国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌する趣旨

- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。もとより、教育行政は国と地方との適切な役割分担の下に行われるべきものとされていることに鑑み、国の教育振興基本計画に明記された大きな方向性を参考にすることが望ましいことから、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌することとしたものです。

具体的には、国の第2期教育振興基本計画においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となります。

#### 【参考】第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）目次（抄）

##### 第1部 我が国における今後の教育の全体像

- I 教育をめぐる社会の現状と課題
- II 我が国の教育の現状と課題
- III 四つの基本的方向性
- IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

##### 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

- I 四つの基本的方向性に基づく方策
  - 1 社会を生き抜く力の養成
    - (1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組  
成果目標1：「生きる力」の確実な育成
    - (2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組  
成果目標2：課題探究能力の修得
    - (3) 初等中等教育段階の児童生徒等及び高等教育段階の学生の双方を対象にした取組
    - (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組  
成果目標3：生涯を通じた自立・協働・想像に向けた力の修得  
成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等
  - 2 未来への飛躍を実現する人材の養成  
成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成
  - 3 学びのセーフティネットの構築  
成果目標6：意欲ある全ての者への意学習機会の確保  
成果目標7：安心・安全な教育研究環境の確保
  - 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成  
成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- Ⅱ 四つの基本的方向性を支える環境整備
- Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援

#### 4 大綱の法律上の効果

- 首長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、第1条の4第8項により、首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかります。その結果、首長と教育委員会は、策定した大綱の下、それぞれ事務を管理・執行していくことになり、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されます。他方、尊重義務とは、その方向に向けて努力するというものであり、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合についても、尊重義務違反とはなりません。

#### 5 教育振興基本計画を策定している場合、大綱を策定する必要があるか

- 地方公共団体が、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当初計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

#### 6 大綱の策定期限及び対象期間

- 大綱の策定期限に関する定めはありませんが、大綱の策定に関する規定が平成27年4月1日から施行されているため、これ以降できるだけ速やかに総合教育会議において協議し、大綱を策定する必要があります。

また、大綱が対象とする期間については、法律では定められていませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4～5年程度を想定しています。